

# 「こうかん・くうこう」だより Oshima・Toshima 大島・利島

発行：平成28年3月

## 無人航空機(ドローン)の飛行について

無人航空機の飛行については、航空法の一部を改正する法律(平成27年法律第67号)により、基本的なルールが定められました。

無人航空機の飛行ルールについては以下のとおりとなっております。

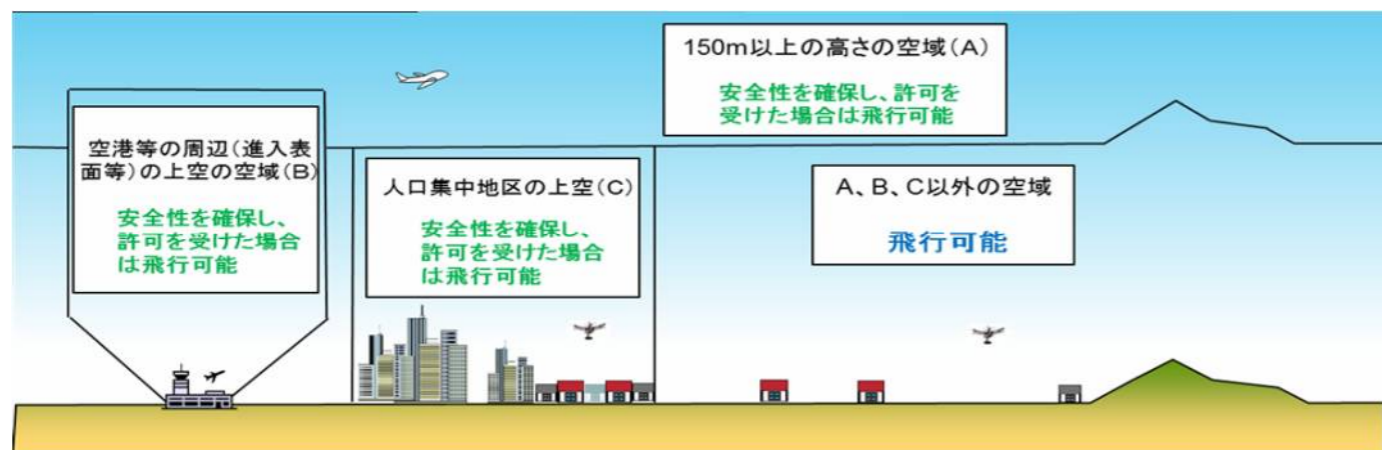
(国土交通省ホームページ[http://www.mlit.go.jp/koku/koku\\_tk10\\_000003.html](http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html)より)

### (1) 飛行の禁止空域

有人の航空機に衝突するおそれや、落下した場合に地上の人などに危害を及ぼすおそれが高い空域として、以下の空域で無人航空機を飛行させることは、原則として禁止されています。

これらの空域で無人航空機を飛行させようとする場合には、安全面の措置をした上で、国土交通大臣の許可を受ける必要があります。(※屋内で飛行させる場合は不要です。)

なお、自身の私有地であっても、以下の(A)～(C)の空域に該当する場合には、国土交通大臣の許可を受ける必要があります。



(A) 地表又は水面から150m以上の高さの空域

(B) 空港周辺の空域(空港周辺に設定されている進入表面、転移表面の上空の空域)

### (2) 飛行の方法

飛行させる場所に関わらず、無人航空機を飛行させる場合には、以下のルールを守ることが必要です。

- ・ 日中(日出から日没まで)に飛行させること
- ・ 目視(直接肉眼による)範囲内で無人航空機とその周囲を常時監視して飛行させること(目視外飛行の例：FPV(First Person's View)、モニター監視)
- ・ 第三者又は第三者の建物、第三者の車両などの物件との間に距離(30m)を保って飛行させること
- ・ 祭礼、縁日など多数の人が集まる催し場所の上空で飛行させないこと
- ・ 爆発物など危険物を輸送しないこと
- ・ 無人航空機から物を投下しないこと

これらのルールによらずに無人航空機を飛行させようとする場合には、安全面の措置をした上で、国土交通大臣の承認を受ける必要があります。

大島空港周辺で無人航空機の飛行を検討されている方は、事前に大島空港管理事務所に問い合わせください。

## 津波避難用看板設置について

平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震による津波が発生し、東日本の太平洋沿岸を中心に甚大な被害をもたらしました。また、平成25年5月に東京都が公表した南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定では、島しょ部において、津波高が高くなり、建物被害や人的被害の発生が予想されております。

大島支庁港湾課では、住民の方々だけでなく観光客等の島外からいらっしゃる皆様へ向けて、有事に避難が速やかにできるよう看板を、港湾や漁港、そして海岸に順次設置していく予定です。

津波が発生した際どうすべきか、日ごろから防災意識に心がけていただくようお願いいたします。

設置イメージ(案内看板)



設置イメージ(誘導看板)



## 岡田港海岸(日の出浜)改修について

岡田港海岸(日の出浜)は、平成2年のオープンから25年が経過し、当初から設置されている施設の老朽化が進み景観上も美観を損ねていました。

そのため、今回、階段をオープン当時の色合いに塗り替えるとともに、壁の塗装や入口に壁画を制作するなど、景観を良くするための工事を行いました。また、階段部の滑り対策として、滑り止め塗装を施し、安全面の向上を図っております。

今年の夏には、ぜひ綺麗になった日の出浜に遊びに来てください。

階段部塗装完了



壁画制作完了



発行：大島港湾空港管理事務所 TEL：04992-2-1400  
大島支庁港湾課工事係 TEL：04992-2-4461